

第 2 回 口 頭 弁 論 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 26 年 (ハ) 第 3061 号  
期 日 平成 26 年 10 月 21 日 午前 11 時 00 分  
場 所 及 び 公 開 の 有 無 札幌 簡 易 裁 判 所 法 廷 で 公 開  
裁 判 官 安 藤 啓 正  
裁 判 所 書 記 官 加 藤 純 子  
出 頭 し た 当 事 者 等

原告代理人 坂 東 守  
被告兼被告 [REDACTED] 代理人 [REDACTED]  
被告 [REDACTED]  
弁 論 の 要 領 等

裁 判 官

[REDACTED] を被告 [REDACTED] の訴訟代理人とすることを許可する。  
当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]  
同訴訟代理人司法書士 坂 東 守

[REDACTED]  
被 告 [REDACTED]  
同 訴 訟 代 理 人 [REDACTED]

[REDACTED]  
被 告 [REDACTED]

[REDACTED]  
被 告 [REDACTED]

第 2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状、平成 26 年 8 月 7 日付け訴状訂正申立書及び同

年9月5日付け訴状訂正申立書記載のとおりであるから、これらを引用する。

### 第3 和解条項

1 原告及び被告らは、原告と被告らの共有である別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を次のとおり分割する。

(1) 原告の所有部分

本件土地のうち別紙調査図 [REDACTED] (A) の土地 49.20㎡

(2) 被告らの共有部分

本件土地のうち別紙調査図 [REDACTED] (B) の土地 49.22㎡

2 原告と被告らは、平成26年10月31日限り、本件土地につき、前項のとおり分筆登記手続をしたうえ、原告は被告らに対し、被告らは原告に対し、それぞれ所有・共有部分につき、平成26年10月21日共有物分割を原因とする下記所有権移転登記手続をする。よって、本日、前項(1)、(2)の土地の原告及び被告らの各共有持分全部は、各権利者に移転した。なお、以上の登記手続費用は、原告の負担とする。

(1) 原告の所有部分につき

① 登記の目的 原告を除く共有者全員持分全部移転

② 登記の原因 平成26年10月21日共有物分割

③ 当事者 権利者 持分2分の1 原告

義務者 被告 [REDACTED]，同 [REDACTED]，同 [REDACTED]

(2) 被告らの共有部分につき

① 登記の目的 共有者原告持分全部移転

② 登記の原因 平成26年10月21日共有物分割

③ 当事者 権利者 持分8分の2 被告 [REDACTED]

持分8分の1 被告 [REDACTED]

持分8分の1 被告 [REDACTED]

義務者 原告

3 原告は、被告らに対し、平成26年11月30日限り、本件土地上の花壇を、原告の費用において撤去することを確約する。

4 原告は、その余の請求を放棄する。

- 5 原告及び被告らは，原告と被告らとの間には，この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は，各自の負担とする。

裁判所書記官 加 藤 純 子

物 件 目 録

所 在	札幌市	[REDACTED]
地 番	[REDACTED]	
地 目	宅 地	
地 積	[REDACTED]	平方メートル

これは正本である。

平成26年10月22日

札幌簡易裁判所

裁判所書記官 加藤 純

